

海外における政府統計調査の民間委託の状況（未定稿）

1 海外（3国）における民間委託の例

項目	アメリカ合衆国	イギリス	オーストラリア
統計組織	分散型	分散型	集中型
統計部局	商務省センサス局	国家統計局	オーストラリア統計局
対象統計調査	・ センサス局が行う統計調査	・ 2001年人口センサス	・ 人口センサスを含めた全ての統計調査
委託内容	① データ入力業務 ② データ入力サービス ③ 電話センター設置 ④ AFFシステム（インターネットを通してデータを提供するシステム） ⑤ 広報 など	① 調査員手当の支払い事務 ② 調査票の印刷及び入力 ③ 調査票のイメージデータ保管のためのシステムの補強 ④ 資料の印刷 ⑤ 広報 など	① 情報システムの開発 ② 広報 など
	委託先	● 業務陳述書（SOW）に明示 （1. 沿革と委託の目的、2. 委託の内容と必要条件、3. 予期される成果とプロジェクト予定表、4. 連邦政府が提供する資源、5. 出張条件、6. 契約会社のスタッフの資格と経験条件など）	● 国家統計局センサス課の中に調達班を設置。法的助言を得る見地から専門家による委員会での外注の可能性等について検討
備考	○ 実査は、民間委託を行わず 〈理由〉：調査員は調査対象者と直接接触し、個人や企業の秘密を知りうる立場にあることから、厳格に秘密を守る義務があるため	○ 実査は、民間委託を行わず	○ 厳格な秘密保護を行いながら民間委託 ○ 実査（調査員の任命、指導・監督を含む）は、国自ら実施 〈理由〉：回答者の信頼確保のため

（注）海外における政府統計調査の民間委託の状況—アメリカ合衆国を中心に—（統計法制度に関する研究会（第2回：平成17年1月31日）などに基づき、事務局で作成した。）

2 人口・住宅センサスに関する原則及び勧告（2007年2月国連統計委員会採択）抜粋

III 人口・住宅センサスの計画、組織、管理

III-B 外部委託

1.220 今日、多くの国々はセンサス業務の一部を外注している。外注は、（公的部門では必ずしも利用可能ではない）最新の手法と技術を活用することによって、効果的に作業を行うとともに、競争を通じてコストの削減に資する手法の一つだからである。しかしながら、センサスのすべての業務が外注に適しているというわけではない。したがって、外注の可否はセンサスの一連の事務をステップごとに分割し、それぞれの事務ごとに判断すべきである。これらの事務は、正確でタイムリーな結果を提供するという観点から、最初から最後まで、国民が納得できる方法で行われている必要があります、一部の事務であっても、国民の信頼を失わせるような方法で行ってはならない。したがって、外注の適否を判断する際には、統計局は以下の観点から基準を慎重に検討すべきである。

- (a) 厳格な秘密保護
- (b) 秘密保護の方策が国民に納得されていること
- (c) 品質の保持
- (d) 委託業者の業務管理能力
- (e) （各国の個別の事情に即した）国家統計局のコア業務の維持and appropriateness judgement

※ 下線は事務局で付した。